

## 【別表】投票所一覧

投票区	投票所	投票区域
1	旭中央病院東体育館	網戸区
2	<b>旭市商工会館</b>	塚前区、街道区、田町区、仲町区、新町区、新田区、東町区、瀬道区、十日市場岡区
3	旭市保健センター	宿天神区、袋区
4	旭市青年の家体育館	新川区、馬場若衆内区
5	旭市立干潟小学校体育館	干潟区、干潟南区、八軒町区、神西区、川口二区
6	旭市立矢指小学校体育館	十日市場浜区、椎名内岡区、椎名内東町区、椎名内仲町区、椎名内西町区、東足洗区、西足洗岡区、西足洗浜区、野中区、足川岡区、足川浜区
7	旭市立富浦小学校体育館	仁玉岡区、仁玉浜区、中谷里岡区、中谷里浜区、川向区、神宮寺岡区、神宮寺浜区、井戸野浜区、駒込浜区
8	旭市立豊畑小学校体育館	井戸野上通り区、井戸野中通り区、井戸野下通り区、川口区、泉川区、駒込岡区、大塚原区
9	旭市立共和小学校体育館	新町上町区、新町仲町区、新町下町第一区、新町下町第二区、小川区、溜下区、元締区、宮本区、谷町場区、西琴田区
10	旭市立琴田小学校体育館	中琴田区、東琴田区、江ヶ崎区、江ヶ崎西町区
11	<b>旭市立鶴巻小学校図工室</b>	見広区、大間手区、倉橋区、蛇園区
12	旭市立滝郷小学校体育館	清滝区、幾世区、松ヶ谷区、岩井区
13	海上公民館	広原東区、広原仲区、広原南区、広原西区、後草区、高生区、琴田区、沖区、高見台団地自治会
14	旭市立飯岡小学校体育館	上永井区、南町区、永井岡区、東町区、西上町区、西下町区、横根東浜区、本町区、川端町区、小網町区、広網町区、大崎町区、並木町区、飯岡岡区
15	飯岡保健センター	八軒町区、行内区、平松岡区、平松浜区、横根岡区、横根西浜区、萩園区、双葉町区、塙東町区、塙西町区、塙新町区
16	旭市立三川小学校体育館	曾根区、目那区、犬林区、上宿区、後区、下宿区、浜区、県営飯岡団地
17	萬歳地区多目的研修センター	萬歳1区、萬歳2区、萬歳3区、萬歳4区、関戸区、溝原区、櫻井区
18	旭市干潟支所	中1区、中2区、中3区、中4上区、中4下区、中5区、中6区、中7区、中8区、中9区、中10区、中11区、中12区、中13区
19	コミュニティセンター	西1区、西2・9区、西3区、西4区、西5区、西6区、西7区、西8区、西10区、西11区、西12区、西13区、西14区、西15区、西16区、西17区、西18区

小学校体育館の改修に伴い  
投票所が一部変更になります

第2投票所

【変更前】旭市立中央小学校体育館



【変更後】**旭市商工会館**

第11投票所

【変更前】旭市立鶴巻小学校体育館



【変更後】**旭市立鶴巻小学校図工室**

問い合わせ先  
旭市選挙管理委員会(総務課  
庶務行政班内)

☎ 62・5310

告示／7月16日(日)  
立候補受付／7月16日(日) 午前  
8時30分～午後5時 市役所本  
庁3階委員会室

### その他の日程

（身体障害者手帳または戦傷病者手帳などの交付を受け、一定の障害を有する人）や介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便で不在者投票ができる場合があります。手続きに時間がかかりまので、早めに問い合わせてください。

もったいない 捨てるな一票 未来のために

# 7月23日(日)は旭市長選挙の投票日です



## 投票

日時／7月23日(日) 午前7時～午後8時

場所／市内の各投票所

※別表の投票所一覧のとおり。

## 開票

日時／7月23日(日) 午後9時～

場所／旭市総合体育館

投票立会人

昨年旭農高で行われた模擬投票の様子

あなたの政治に対する考えを  
市政に反映させる大切な選挙です。  
棄権せず自分の判断で投票しましょう。

## 投票できる人

次の要件のいずれかを満たしている人が投票できます。

①平成11年7月24日以前に生まれ日本国籍を有し、旭市にずっと住んでいる

②平成11年7月24日以前に生まれ日本国籍を有し、今年の4月15日までに旭市に転入の届け出をして、引き続き3か月以上住んでいる

※投票日(期日前投票を含む)までに市外へ転出した人は、投票できません。

## 投票所の入場券

入場券は、はがきで届きます。1枚のはがきに4人までの入場券が印刷してありますので、自分の入場券を切り離して、記載

された投票所へ持参してください。

紛失した場合や届かなかった場合でも「選挙人名簿に登録されている人」であれば投票できますので、投票の際に係員に申し出てください。

## 投票日に投票所に行けない人は

〈期日前投票〉

投票日当日に冠婚葬祭、仕事、レジャーなどで投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

期日前投票の際は、宣誓書を記入する必要があります。入場券の裏側に印刷されている宣誓書に記入の上、投票してください。住んでいる地域にかかわらず、市役所本庁、各支所いずれ

の場所でも投票できます。

期間／7月17日(月・祝)～22日(土)

時間／午前8時30分～午後8時

〈ほかの市区町村での不在者投票〉  
仕事などでほかの市区町村に滞在中の人は、滞在先で不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、早めに問い合わせてください。

〈病院などでの不在者投票〉

都道府県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。入院・入所先が指定施設かどうかを確認し、早めに病院長などに不在者投票の請求をしてください。

〈郵便による不在者投票〉

身体に重度の障害がある人